

子育て世帯への臨時特別給付金支給事業について

●概 要

児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子ども達に1人当たり10万円相当の給付を行うという内容で、11月19日にコロナ克服・新時代開拓のための経済対策として閣議決定され、12月13日の衆議院予算委員会において、岸田首相から10万円一括給付についても、容認されたことから、益田市として年内の現金10万円一括給付の方針を決定した。

●事業概要等

1. 給付対象及び予定人数 児童手当受給者及びそれに準ずる児童 約7,000人
 - (1) 令和3年9月分の児童手当受給者(一般) 約5,000人
 - (2) 令和3年9月分の児童手当受給者(公務員) 約800人
 - (3) 高校生等(平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童) 約1,080人
 - (4) 新生児(令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童) 約120人
2. 申請方法
 - (1) 「1. (1)」の児童については、申請不要。その他は、受給者又は世帯主が申請を行う。

●給付スケジュール

1. 給付金の案内チラシの送付 12月20日(月)までに発送
2. 辞退届出期間 12月20日(月)～12月24日(金)
3. 公務員等申請受付 12月20日(月)～令和4年2月28日(月)
4. 給付金の振込 第1回を12月27日(月)に給付し、その後順次振り込む。
※今後金融機関と協議し、振込日を決定。